

著作権の税務

法令出版

はしがき

近年は、特にインターネットを介して著作権に関連するさまざまな取引を行うということが増えており、それに伴い、必然的に、著作権の税務を巡って、さまざまな問題が生ずるようになってきています。

このような近年の著作権の税務を巡って生ずるさまざまな問題の中には、税について定めた法令の条文等を読んだだけでは解決に至らないというものも、少なくありません。

このため、近年は、税について定めた法令の条文等の文言を更に深めて解説をしたものが求められるということになってきたわけですが、残念なことに、著作権の税務に関してまとまった解説を行った書籍は見当たらないという状況にありました。

本書は、このような状況を少しでも改善することができないのかと考えて、著作権の税務に係る論考等を著しておられた方々にお声を掛けさせて頂き、ここに上梓する運びとなったものです。

第1章においては、著作権法における著作権に関する取扱いを踏まえつつ、税について定める法令等における著作権に関する取扱いの正確な理解に資することができるように、税について定める法令等における著作権に関する用語と文言について、それらの内容と用い方の確認を行うこととしています。

第2章においては、著作権の使用料に関する課税と著作権法上のさまざまな権利規定、権利制限規定を概観した上で、著作物に関して締結されることが実務上多いと思われる契約を類型化して、課税の帰結を記載しています。また、近時、AI生成物に関して契約が締結されるケースも生じてきたことから、これについても検討しています。

第3章においては、税について定める法令等の条文として数多く用いられている「著作権の使用料」という文言について、実務上よく問題となる所得税法161条1項11号ロを取り上げ、その文理及び趣旨等からみてしかるべき解釈を検討することとしています。

第4章においては、第3章の「著作権の使用料」の解釈論に著作権の本質論等を加味した上で、コンピュータ・プログラムの取引対価の「著作権の使用料」該当性に関する裁決で示された国税不服審判所の判断について検討することとしています。

第5章においては、外国IT事業者が開発したコンピュータ・ソフトウェアを国内ディストリビューターが国内消費者に販売する場合に、国内ディストリビューターが源泉徴収をすることが必要となるのか否かについて、租税条約の解釈に絞って論じています。長年にわたって不明確なままとされているこの論点について、近時の裁判例を掘り下げることによって、OECDモデル租税条約コメンタリーに沿って源泉徴収を不要とするべきことに明確な根拠を与えることを意図しています。

外国子会社合算税制における著作権の取扱いについては、現在、争訟等まで生ずることとなっており、今後も、さまざまな問題が生ずる可能性がありますので、第6章においては、外国子会社合算税制における著作権の取扱いについて解説をすることとしています。

そして、消費税法においては、「著作権」に該当するの否か、また、「著作物」に該当するの否かということにより、その取扱いが異なるものがありますので、最後に、第7章において、消費税法の条文に基づき、その取扱いの違いを確認するとともに、消費税法における「著作権」及び「著作物」の定義及び内外判定について解説をすることとしています。

本書の内容については、引き続き、内容を充実させる必要があると考えていますが、本書によって冒頭に述べた状況がかなり改善されることも、間違いなく考えています。

このような本書が著作権の税務に携わる皆様方に僅かなりともお役に立つようであれば、幸いです。

ところで、本書の各章の解説の内容には、章が異なると著作権法と税法との関係の捉え方や用語の解釈の仕方がやや異なるなど、執筆者によって見解の相違があるところがあり、読者の皆様方の中には、戸惑いを感じるという方もいらっしゃるかもしれませんが、このように、執筆者の見解を統一することとしていないのは、著作権の税務に関しては、他の多くの分野の税務とは異なり、まだまだ検討や議論を深める必要がある状態にあると考えられるためです。

本書の次版以降の書籍においては、解説の範囲を更に広げたり、深度を更に深めたりすることが必要であると考えられますので、本書の初版の各章の執筆者が自ら検討を進めることはもとより、本書の解説の範囲を広げたり深度を深めたりすることに資する方々がいらっしやって本書の次版以降の執筆者となることを希望されるということであれば、本書の初版の執筆者の見解とは異なる見解を持っておられるということであったとしても、執筆者に加わって頂くことの可否について、本書の初版の執筆者の方々にお諮りしたいと考えています。

最後になりましたが、本書の刊行にご助力を賜りました法令出版の皆様方に、厚く御礼を申し上げます。

令和5年2月

執筆者を代表して
日本税制研究所 代表理事
税理士 朝長 英樹

総目次

第1章 税法等における著作権に関する用語と文言（朝長 英樹）	1
第2章 契約類型別に見た著作権の税制上の取扱い（手塚 崇史）	115
第3章 税法等に頻出する「著作権の使用料」の解釈論（山下 貴）	173
第4章 著作権の本質と税法等における著作権等の取扱い（山下 貴）	199
第5章 コンピュータ・ソフトウェアに関する OECDモデル租税条約コメントリーの参照（南 繁樹）	221
第6章 外国子会社合算税制における著作権の取扱い（朝長 英樹）	273
第7章 消費税法における著作権及び著作物の取扱い（秋山 高善）	319